市民生活部生活環境課

担当:課長 西本正仁

内線:2380

# 「三木市空家等対策計画 (案)」についての意見を募集

三木市では、適切な管理が行われずに放置された空家が防災、衛生、景観など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、社会問題の一つになっています。また、その一方で、利活用が可能である空家については、貴重な地域資源という側面もあり、移住・定住の促進やコミュニティの活性化など、まちづくりにおける課題解決に寄与する可能性を秘めています。

これらの空家等について、地域住民に最も身近な行政主体である市が、空家対策の実施主体として、「三木市空家等対策計画」を策定します。

「三木市空家等対策計画」を策定するに当たり、市民の皆様から、この計画に対するご意見 やご提案を募集します。

- **1** 募集期限 12月25日(水)(必着)
- 2 閲覧場所 三木市ホームページ(生活環境課ページ)
  - 閲覧場所 · 市役所 2 階生活環境課
- 市役所3階情報公開コーナー
- ・吉川支所市民生活課
- · 各市立公民館

### 3 意見を提出できる者

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に所在する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者
- (6) その他市民意見公募手続に係る事案に利害関係を有する者

#### 4 意見の提出方法及び提出先

意見提出用紙に住所、氏名、電話番号を記入し、市役所2階生活環境課窓口または吉川支 所市民生活課窓口に持参するか郵送、FAX、電子メール、吉川支所及び各市立公民館の「市 民の声の箱」へ直接投函して提出してください。

#### 5 提出された意見の取り扱い

募集期間の終了後、市の見解とともにホームページ等により一定期間公表(氏名等は非公開)します。提出された意見に対して、個々の回答はしません。

## 問い合わせ先 三木市市民生活部生活環境課

電話 0794-82-2000 (内線 2381)

FAX 0794-82-9792 メール publiccomment@city.miki.lg.jp

〒673-0492 三木市上の丸町 10-30